

# 海賊版サイト対策で利用される米国での情報開示 手続の実務と対策の現状について

---

2025年1月28日

弁護士法人東京フレックス法律事務所

弁護士・漫画原作者 中島 博之

# 日本向け 出版物海賊版上位10サイト アクセス数合計の月別変化

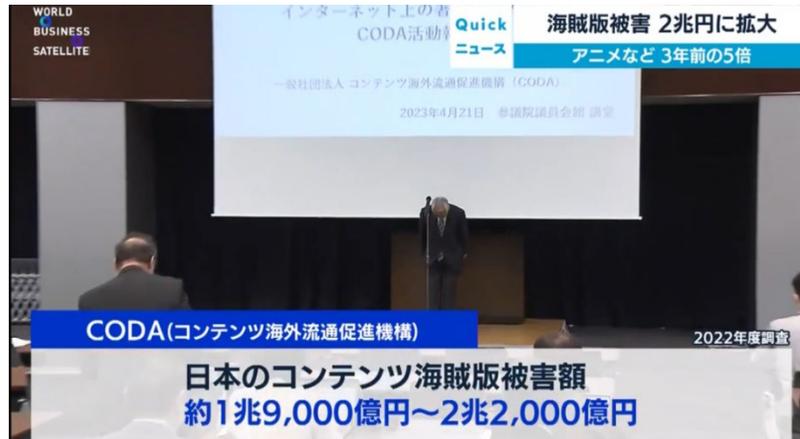
(日本国内からのアクセスのみ/月ごとにサイト入れ換えあり) 単位=万



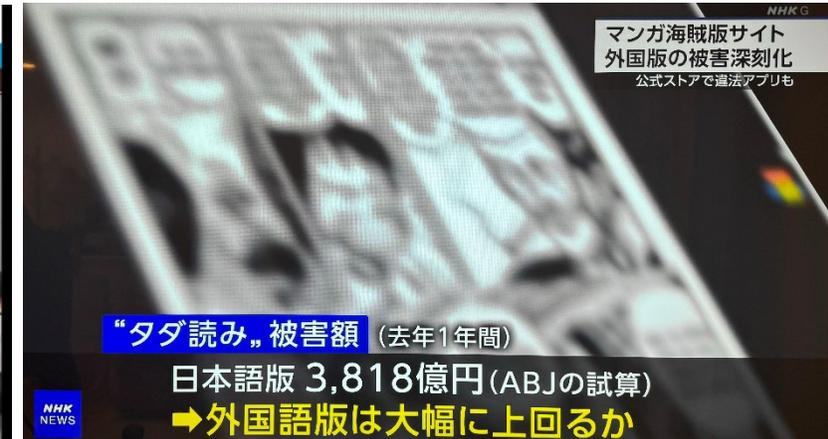
# 日本コンテンツの海賊版による被害に関して



出典:2022年7月19日 NHKクローズアップ現代より



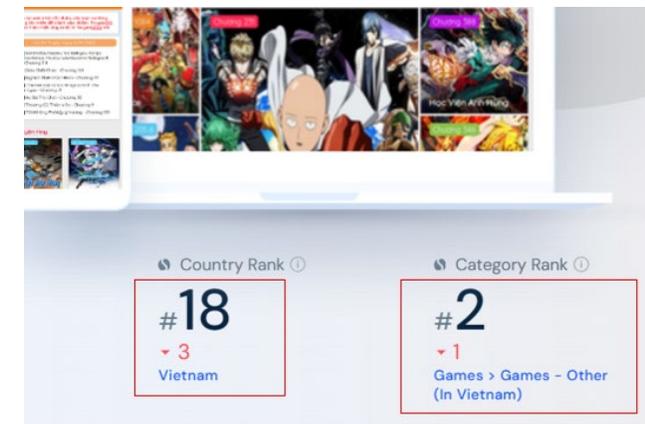
出典:2023年4月22日 ワールドビジネスサテライトより



出典:2024年3月26日 NHKニュース7より

- 本来金銭を支払わなければ見ることができない漫画作品が無料で公開されることによるタダ読みの被害額は2021年の1年間で1兆19億円と推計（一社ABJ調べ）。2022年度は約5,069億円。2023年度は約3,818億円。但しこれは国内の数字である（海外は未知数）。
- 2021年10月の海賊版サイト上位10サイトの合計アクセス数が月間4億を記録したが、出版社連合・顧問弁護士団・CODAによる対策の結果、2021年末には上位3サイトの閉鎖や、そのうちの1つである海賊版サイト「漫画BANK」の2022年度の摘発などが実現した結果、海賊版サイトへのアクセス数は一時期低下した。しかし、直近では上位10サイトのアクセス数合計が、月間4億を超えるなど過去最悪を更新している。  
※2022年度の「漫画BANK」以来、漫画海賊版サイトの摘発は0件。

# 日本コンテンツの海賊版による被害に関して その2



出典:2024年3月26日 NHKニュース7より

シミラーウェブでのベトナム語漫画海賊版サイトのランク

- 一方で、被害額は国内市場向けにしか正確に把握されておらず、漫画の海賊版サイト1,207のうち外国語サイトが913もあるなど、国外での被害も甚大と考えられる。
- 日本の漫画・アニメは世界的に大人気であり、国外に正規品を流通させてビジネス拡大を行うにあたり、海賊版サイトは流通を阻害する障壁となる。
- 例えばベトナムではキムドン出版というベトナム最大手の出版社が、日本の大手出版社からライセンスを受けてベトナム語の漫画出版を行っているが、ベトナム語の漫画海賊版サイトはベトナム国内の全てのインターネットサイトの中でアクセス数18位を記録するなど正規流通を阻害している。  
※日本だとamazon.comが13位、yahoo.co.jpが16位。
- 直近では日本向け漫画海賊版サイトが短期間に200以上も作られたことや、海賊版サイトの多くはドメインホッピング（URL・ドメイン変更）を繰り返し、開示手続によって情報を取得させない試みや検索エンジンからの削除を回避しようと手口が巧妙化している。

# 海外からの著作権侵害

## (2) 海外向け海賊版サイトに対する効果的な対策

海外向けの海外の海賊版サイトに関する侵害実態の継続的な把握や、外国公安当局との国際捜査共助の強化等、国際連携・国際執行の一層の推進を図るとともに、日本のコンテンツの侵害に関する著作権侵害の国外犯処罰の在り方についての検討を行うべきである。

特に、深刻な被害が続いているベトナム海賊版については、本年中にベトナムでの刑事処罰がなされない場合、「送信行為が日本の公衆に向けたものであり、日本と密接な関連性があると認められる場合など、「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合には、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得る」との解釈に基づき、日本の捜査機関において捜査を行い、日・ベトナム刑事共助条約に基づきベトナムの中央当局と直接の連絡を行うなどして、刑事処罰を早期に実現する必要がある。

また、アニメや漫画等で成果を上げている一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)や出版社連合等の国際執行を強化するため、関係府省庁による支援について検討を行うとともに、世界各国での刑事手続・行政手続・民事手続・ノック&トークをより一層推進する抜本的な予算の拡充を行うべきである。

出典:2024年6月3日 自民党知的財産戦略調査会提言より  
<https://www.jimin.jp/news/policy/208366.html>

- **漫画の海賊版サイトの上位10サイトのうち約半数はベトナムから運営されている。海賊版サイトでは、雑誌の発売日に日本の企業の大量の雑誌電子データが盗まれ違法に掲載されており、サイバー攻撃に類似する問題があり、日本のコンテンツに巨額の損害を与えている。運営のため、ベトナム政府所有の通信会社が利用されている事例も存在。**
- **日本・ベトナムの首脳会談では事案の重大性から2021年、2023年に海賊版サイトの取締について合意が行われ、外務省でも公表されている。**
- **しかし、出版5社マンガ海賊版対策会議(JPMAC)において運営者を特定し、知財事務局や警察庁のバックアップのもとベトナム当局に摘発要請を行っているものの3年以上摘発がされていない。**
- **そのため、自民党の知的財産戦略調査会提言では、かなり踏み込んだ提言をいただいている。**
- **海外発の著作権侵害事案が増えたことで文化庁の公式サイトでは、【「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合には、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得ると考えられます。】と2024年になって明示されるようになった。  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/faq.html>**

## 海賊版サイト、海外勢暗躍 被害最悪でも摘発ゼロ

ネットの闇 [+フォローする](#)

2021年6月3日 19:50 (2021年6月4日 9:12更新) [会員限定記事]



人気漫画などをインターネット上で無断公開する「海賊版サイト」が海外に拠点を移している。「漫画村」の摘発以降、台頭してきたのが「ベトナム系」と呼ばれる海外組織だ。去年の被害額は約2100億円と過去最悪の見込みだが、発信者の追跡が難しいことなどから、捜査当局による運営者などの摘発はゼロだった。専門家は「深刻化する権利侵害を防ぐには、国レベルでの対策が急務」と指摘する。

出典:2021年6月3日 日本経済新聞より  
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ072566940T00C21A6CM0000/>

# 大手プラットフォーム上での著作権侵害について



【ニュースライブ 11/29(水)】2歳女兒放置死 同居の男に懲役7年求刑/万博・ロシ…  
読売テレビニュース・35人が視聴中



Linh Bao - 462人が視聴中



YouTube上に漫画が無断投稿されている様子 出典:2024年3月26日 NHKニュース7より

YouTube上に現在放映中のテレビ番組がミラーリング配信されている様子（1つ目の映像は公式の配信）

TikTok上に漫画が無断投稿されている様子

- 海賊版サイトを減少させたとしても、簡単にアクセスできる大手プラットフォーム上の著作権侵害問題を解決しなければ、抜本的解決とならない。
- 特にYouTubeの収益化可能なアカウントの売買が行われていることや、著作権侵害の申立を受けて削除された動画の投稿者への支払いをすぐに止めないなどの事情から、海賊版サイトを構築する手間をかけずに著作権侵害を行って継続して収益を得ることが可能となっている。
- YouTube、TikTokはおすすめ動画として違法動画があがることも多く、公式の映画予告編を見るとおすすめで違法な「ファスト映画」が表示された事例なども存在。
- YouTubeは静止画にコンテンツIDを利用できず、権利者は目視で違法動画を探すしかない。また、コンテンツID類似の削除ツールがTikTokには存在しないため、効率的な削除が行えないのが現状。

# 大手プラットフォーム上での著作権侵害について②

チャンネル登録者数 1150人

YouTube ヘルプ

知りたい内容についてご記入ください

### 利用資格の最小要件

- すべての YouTube のチャンネル収益化ポリシーを遵守している。
  - YouTube のチャンネル収益化ポリシーとは、YouTube での収益化を可能にする一連のポリシーです。YouTube パートナーが YouTube で収益を得るには、YouTube のチャンネル収益化ポリシーをはじめとする契約により、収益化ポリシーを遵守することが求められます。
- YouTube パートナー プログラムを利用可能な国や地域に居住している。
- チャンネルに有効なコミュニティ ガイドラインの違反警告がない。
- 有効な公開動画の総再生時間が直近の 12 か月間で **4,000 時間以上** である。
- チャンネル登録者数が 1,000 人以上** である。
- リンクされている AdSense アカウントを持っている。

出典:YouTube パートナー プログラムの概要と利用資格より

- 1時間3分の動画を4000回以上再生させることで、YouTubeの収益化条件をクリアしている。
- 収益化されると漫画の違法な投稿を行うように。
- このようなアカウントがYouTube上に大量に存在し、動画が削除されただけでは広告収益の支払がすぐに止まらないため、投稿者側はアカウントが凍結されるまで投稿を続け、凍結されるとアカウントを乗り換えて違法投稿を繰り返し、収益を得ることができてしまう。
- **プラットフォームは違法投稿によって自身も恩恵を受けている。**  
YouTubeは違法動画による**広告収益の45%**を取得している。  
<https://support.google.com/youtube/answer/72902?hl=ja#zippy=%2C%E5%8F%8E%E7%9B%8A%E5%88%86%E9%85%8D%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6>
- 自民党知的財産戦略調査会提言（2023年5月29日）でも、プラットフォームは侵害者への広告報酬支払いの禁止措置を行うべきと言及されている。  
<https://www.jimin.jp/news/policy/206008.html>

# 越境的な証拠収集・開示手続の実務

# 米国手続と日本の手続の比較

アメリカ デジタルミレニアム著作権法 #512(h)

(3)Contents of subpoena.—

The subpoena shall authorize and order the service provider receiving the notification and the subpoena to expeditiously disclose to the copyright owner or person authorized by the copyright owner information sufficient to identify the alleged infringer of the material described in the notification to the extent such information is available to the service provider.

**(3)情報開示命令の内容—情報開示命令は、サービス・プロバイダに入手可能である範囲において、通知に記述する素材を侵害すると主張される者を特定するに十分な情報を著作権者または著作権者からその代理を授けられた者に対して速やかに開示することを、通知および情報開示命令を受領したサービス・プロバイダに授けしかつ命令するものでなければならない。**

日本 プロバイダ責任制限法

(定義)

第二条 六 発信者情報

氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。

(発信者情報の開示請求)

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であつて専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

# 米国手続の紹介 (DMCAサピーナ)

17 U.S. Code 512(c)

## (3) Elements of notification.—

(A) To be effective under this subsection, a notification of claimed infringement must be a written communication provided to the designated agent of a [service provider](#) that includes substantially the following:

(i)

A physical or electronic signature of a person authorized to act on behalf of the owner of an exclusive right that is allegedly infringed.

(ii)

Identification of the copyrighted work claimed to have been infringed, or, if multiple copyrighted works at a single online site are covered by a single notification, a representative list of such works at that site.

(iii)

Identification of the material that is claimed to be infringing or to be the subject of infringing activity and that is to be removed or access to which is to be disabled, and information reasonably sufficient to permit the [service provider](#) to locate the material.

(iv)

Information reasonably sufficient to permit the [service provider](#) to contact the complaining party, such as an address, telephone number, and, if available, an electronic mail address at which the complaining party may be contacted.

(v)

A statement that the complaining party has a good faith belief that use of the material in the manner complained of is not authorized by the copyright owner, its agent, or the law.

(vi)

A statement that the information in the notification is accurate, and under penalty of perjury, that the complaining party is authorized to act on behalf of the owner of an exclusive right that is allegedly infringed.

(h) Subpoena To Identify Infringer.—

(1) Request.—

A copyright owner or a person authorized to act on the owner's behalf may request the clerk of any United [States](#) district court to issue a subpoena to a [service provider](#) for identification of an alleged infringer in accordance with this subsection.

(2) Contents of request.—The request may be made by filing with the clerk—

(A)

a copy of a notification described in subsection [\(c\)\(3\)\(A\)](#);

(B)

a proposed subpoena; and

(C)

a sworn declaration to the effect that the purpose for which the subpoena is sought is to obtain the identity of an alleged infringer and that such information will only be used for the purpose of protecting rights under this title.

## 米国手続の紹介（フォーリンサピナー）

28 U.S.C. § 1782 – U.S. Code – Unannotated Title 28. Judiciary and Judicial Procedure § 1782. Assistance to foreign and international tribunals and to litigants before such tribunals

(a) The district court of the district in which a person resides or is found may order him to give his testimony or statement or to produce a document or other thing for use in a proceeding in a foreign or international tribunal, including criminal investigations conducted before formal accusation. The order may be made pursuant to a letter rogatory issued, or request made, by a foreign or international tribunal or upon the application of any interested person and may direct that the testimony or statement be given, or the document or other thing be produced, before a person appointed by the court. By virtue of his appointment, the person appointed has power to administer any necessary oath and take the testimony or statement. The order may prescribe the practice and procedure, which may be in whole or part the practice and procedure of the foreign country or the international tribunal, for taking the testimony or statement or producing the document or other thing. To the extent that the order does not prescribe otherwise, the testimony or statement shall be taken, and the document or other thing produced, in accordance with the Federal Rules of Civil Procedure.

A person may not be compelled to give his testimony or statement or to produce a document or other thing in violation of any legally applicable privilege.

(b) This chapter does not preclude a person within the United States from voluntarily giving his testimony or statement, or producing a document or other thing, for use in a proceeding in a foreign or international tribunal before any person and in any manner acceptable to him.

## 侵害者の特定を阻むハードル

### Google(YouTube)への米国でのサピーナや改正プロバイダ責任制限法等を活用した発信者情報開示手続の例

- 2022年頃から、YouTube上の違法動画に関して、Googleに対し米国で開示命令（DMCAサピーナ等）を取得しても1度目は限定された情報（Gmailや1年以上前のアカウント作成時のIP、実名でないニックネームなど）しか開示されなくなり、投稿者の特定が極めて困難になっている。
- YouTubeで収益を得るにはGoogleAdSense(グーグルアドセンス)への登録が必要であり、「AdSenseでの収益が認証の基準額に達すると、お支払い先住所に個人識別番号（PIN）が郵送され」住所確認された人物に広告収益が支払われるとされている。  
<https://support.google.com/adsense/answer/157667?hl=ja>
- しかし、複数回の申告を行い、収益化されたGoogleAdSense(グーグルアドセンス)アカウントの情報を開示しても、「岡山県…田中」で止まった明らかに虚偽の登録情報が開示され、侵害者を特定できない事案も存在。
- 日本の改正プロバイダ責任制限法に基づき、出版社が発信者情報開示命令を求める申立てを行ったところ、投稿に必須のGoogleアカウントと広告収益を受け取るためのGoogleAdSenseアカウントが別れているため、「発信者情報」にあたるのはGoogleアカウントのみである、GoogleAdSenseアカウントの登録情報を保有しているかは回答しない、申立人に立証責任があると反論が行われた。そのため、開示命令の対象はGoogleアカウントのみとなり、ニックネームとGmailのみの開示となり、侵害者が特定できなかった。  
※日本のプロバイダ責任制限法では、特定電気通信役務提供者が「保有する」情報しか開示が認められていないため、「保有する」かどうかを回答しない、争うとされた場合、情報開示が不可能となる可能性が高い。

# 侵害者の特定を阻むハードル

## 裁判手続を米国で行う際の準備や前提知識について

- 海賊版サイト運営者は身元が特定されないように、匿名化ツールや本人確認が求められない、嘘の情報登録でも利用できるサービスを使う傾向にある。
- 単純に開示手続を進めると、本人確認されていない情報やフリーメールなどしか入手できず、運営者に辿り着けないことがあるため、運営者のミスや痕跡を発見する作業が重要となる。
- サイトのソースコードから運営者に辿り着く情報を分析することなどが一例としてあげられる。  
※このような調査はフォレンジック調査と呼ばれることが多い。
- 開示された膨大なアクセスログを分析し、効果的な対象にさらなる開示手続を行うための知識も必要となる。  
※警察の方曰く、匿名化した容疑者に対するIT犯罪の分析捜査にはセンスが必要。
- 現在の海賊版サイト対策では技術的な前提知識・ノウハウも重要とされており、これらと海外現地の法律を使った開示手続を組み合わせると海賊版サイトの運営者を特定する必要があるが、そのような知識と実務経験を持った人材がほとんどいないと思われる（弁護士に限定するとその数はさらに少なくなると思われる）。

# 越境的な開示手続を用いた侵害対策事例

# 「ファスト映画」の取締事例



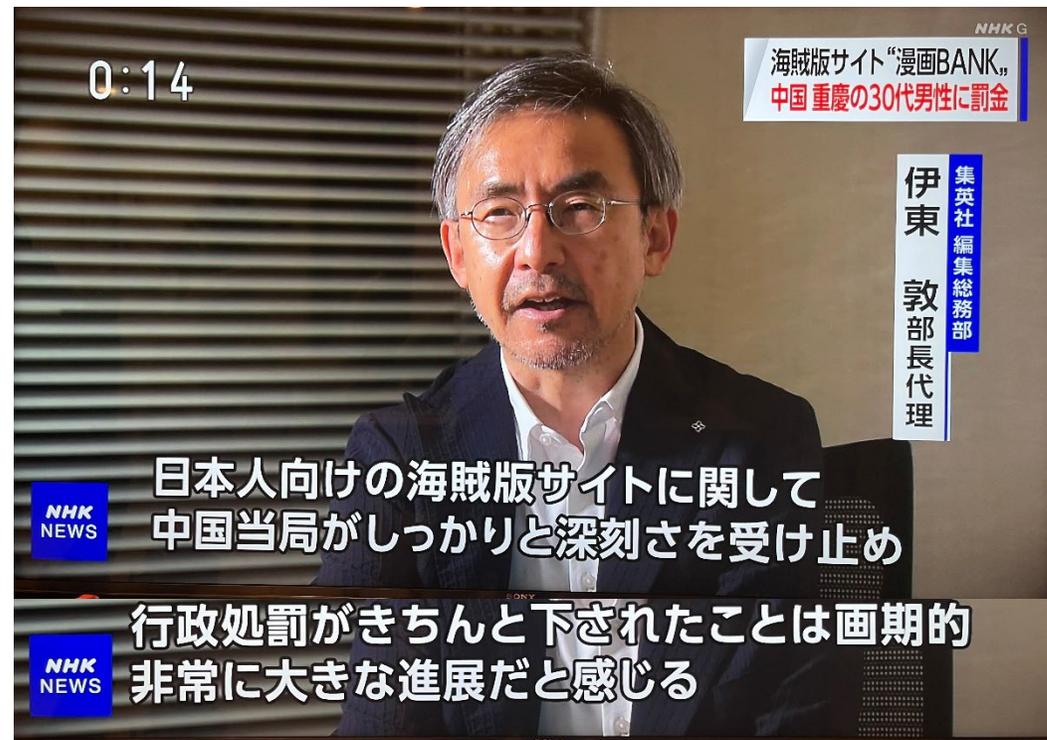
出典:2021年6月24日 報道ステーションより



出典:2022年11月17日 NHKニュース7より

- 2021年6月23日、映画を無断で短く編集し、投稿する「ファスト映画」投稿に関する国内初の逮捕事例。
- 宮城県警とCODA「国際執行プロジェクト」の連携による取締。
- 米国での開示手続（DMCAサピーナ）を通じてYouTubeから情報開示を受け、その情報を警察に提供。  
※警察による国際捜査共助手続で外国会社の持つ情報差押を行うと時間がかかるため。
- 同種事件は前例がなかったため、警察とも議論を重ね、最終的に**翻案権侵害**で送検・起訴。
- その後、投稿者には映画会社13社による損害賠償請求訴訟が提起され、5億円の賠償判決。
- 著作権侵害への毅然とした対応や高額な賠償判決は同種事案への抑止事例となった。

## 海賊版サイト「漫画BANK」の取締事例



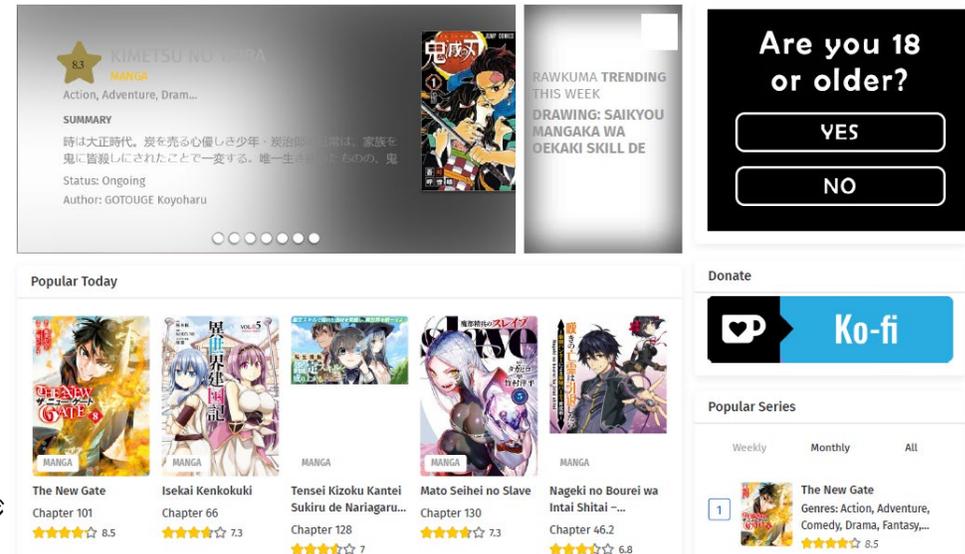
出典:2022年7月12日 NHKニュースより

- 海賊版サイト「漫画BANK」の事例では、出版社がフォレンジック調査と複数の海外での開示手続を行った結果、中国に在住する運営者を特定した。  
※「漫画BANK」は「漫画村」と同等のアクセス数を集めた漫画の巨大海賊版サイト
- その後CODA及びCODA北京事務所の協力で中国における日本向け海賊版サイトの初摘発に繋がった。
- 「漫画村」以降、約3年ぶりの海賊版サイトの摘発となり、日本でも大きな話題となった結果、NHKクローズアップ現代で特集されるなどした。  
※出演予定者の都合がつかず、私がクローズアップ現代のスタジオゲストで生出演させていただきました。

# JPMACによる巨大海賊版サイトの閉鎖・運営者特定事例

マンガ等の海外海賊版サイト上位 10 サイトに対するアクセス数は、新型コロナウイルス感染拡大の状況下で当初一貫して増加し、2021年10月には、月間約4億アクセスにまで増加したが、その後、出版者等の対策チームが法的措置を進めていた大型海賊版サイトの相次ぐ閉鎖によって減少に転じ、2022年4月以降は、月間2億アクセス程度で推移している。

出典:2023年6月9日 知財推進計画2023より



インドネシアから運営されている海賊版サイトのTOPページ

- 出版5社マンガ海賊版対策会議（JPMAC）において米国などで情報開示命令を取得した結果、運営者が身元特定や責任追及をされるリスクを感じ、海賊版サイトを閉鎖した事例が複数存在する。
- 2024年には日本の漫画をベトナム語に翻訳した、ベトナム人向けのアクセス数No1海賊版サイトが閉鎖され、直近では月間アクセス数4000万規模のサイトの閉鎖も確認されている。  
※ベトナム語サイトはP4で紹介したサイトと同一サイト
- さらに、JPMACによる手続で**インドネシア（ジャカルタ）**から運営されている巨大海賊版サイトの運営者の特定にも成功した。
- **インドネシアからの日本コンテンツに対する侵害が増加する兆候もあるため、早急に摘発を実現し、抑止事例を作らなければ、ベトナム国内のように日本コンテンツへの侵害が蔓延する危険性がある。**

## 海外発の海賊版サイトを効果的に取締るためには…

- ・ベトナムから運営されている海賊版サイトでは、雑誌の発売日に日本の企業の大量の雑誌電子データが盗まれ違法に掲載されており、サイバー攻撃に類似する問題があり、日本のコンテンツに巨額の損害を与えている。運営のため、ベトナム政府所有の通信会社が利用されている事例も存在。
- ・特にベトナムの取締は警察庁・内閣府知財事務局・外務省を中心に支援を頂いているが、著作権法については文化庁のカウンターパートであるベトナム・文化・スポーツ観光省が所管のため、各省庁の連携や各カウンターパートへの継続的な働きかけが望ましい。  
※知財戦略調査会の先生方のおかげで外国から運営されている海賊版サイトが【「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合には、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得ると考えられます。】と明示されましたので感謝申し上げます。  
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/faq.html>
- ・身元確認を行わないため、海賊版サイトに悪用されているドメイン登録会社については、ドメイン名、IPアドレスなどのインターネット基盤資源を、世界規模で管理・調整するために設立された非営利公益法人のICANNでの解決が期待される。  
※総務省も参加しているICANN会合・GACなど
- ・海賊版サイト運営者の特定は米国におけるDMCAサピーナやフォーリンサピーナなどを利用した発信者情報開示手続が中心のため、官民連携した取締が重要。

※参考 知財推進計画2023 P83以下や自民党知財戦略調査会提言

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku\\_kouteihyo2023.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku_kouteihyo2023.pdf)

証拠保全と摘発のハードルについて

## 中国における刑事事件化の基準

- **中国刑事訴追基準(オンライン上の著作権侵害)**  
中国当局が発表した(知的財産権侵害刑事案件に法的適用する若干問題に関する意見について)に基づく以下の基準が設けられている。
  - (一)不正経営額が五万元以上のもの
  - (二)他人の作品を送信する数が合計五百件(部)以上のもの
  - (三)他人の作品を送信する実際のクリックされた数が5万回以上に達したものの
  - (四)会員制で他人の作品を送信する場合、登録会員が千人以上のもの
  - (五)金額又は数量は、第(1)項乃至第(4)項の規定基準に達していないが、それぞれそのうちの2項目以上の基準の半分以上に達しているもの

## ベトナムにおける刑事事件化の基準

### ベトナム刑法第225条 著作権・関連の権利を侵害する罪

1. 著作権，関連の権利の所有者の許可を得ず，故意に以下の行為のいずれかを行った者が，ベトナムで保護されている著作権，関連の権利を侵害し，5,000万ドン以上3億ドン未満の商業規模を伴う若しくは不正利益を得る，著作権及び関連の権利の所有者に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こす，又は違反した商品の価値が1億ドン以上5億ドン未満であるときは，5,000万ドン以上3億ドン以下の罰金又は3年以下の非拘束矯正に処す。
  - a) 作品，録音物，録画物をコピーした
  - b) 作品のコピー，録音物のコピー，録画物のコピーを大衆に配布した
2. 本条第1項の行為を行い，更に以下の場合のいずれかに該当するときは，3億ドン以上10億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的である場合
  - b) 2回以上罪を犯した場合
  - c) 3億ドン以上の不正利益を得た場合
  - d) 著作権及び関連の権利の所有者に5億ドン以上の損害を引き起こした場合
  - d) 違反した商品の価値が5億ドン以上である場合
3. 本条の罪を犯した者は，2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金，1年以上5年以下の期間，一定の職務の担当，職業，仕事への就業禁止を受けることがある。

## 証拠保全の課題

- 海賊版サイトの中には右クリックを禁止しているものや、データが抜かれないように対策を行っているものも存在する。
- 例えば、中国での摘発を視野に入れ事前に500作品のデータを抜き出す場合、相当な費用と時間がかかる。
- 情報開示命令を取得して、情報が開示されるなどしないとそもそもどの国から運営されているかが分からない。
- 事前に全てのサイトの証拠保全を行うことが難しい。
- 一方で、情報開示に成功して、有力な情報を手に入れた場合、海賊版サイト運営者が特定されるリスクを考えて、サイトを閉鎖してしまう事例もある。
- そこから証拠保全を行うことは困難である。

官民連携した取締

## 官民連携した取締・国際執行の重要性

加えて、海外の海賊版サイトによる被害の拡大に対しては、国際連携・国際執行の強化がより一層重要となる。特に悪質なサイトに対しては、出版社等による海賊版対策チームが、諸外国の裁判証拠収集手続等を活用した情報収集によりサイト運営者の特定を図り、刑事告訴等の法的措置を講じるなどの取組を進めており、政府においても、これらの取組への支援を進めている。こうした取組の結果、一部の大型海賊版サイトを閉鎖に至らせる等の成果も見られるようになってきている一方、それらの閉鎖後、間もなくして後継サイトが立ち上がる等の動きも続いている。

出典:2022年6月3日 知的財産推進計画2022

- ◆ 我が国の魅力あるコンテンツ（マンガ・アニメ等）の海賊版サイト等により、著作権侵害行為が国境を越えて拡大。
- ◆ 新たな展開として、海外発海外向けの海賊版サイトの被害が拡大する中、民間の主体的な取組を官が支援する体制を充実しながら、官民一体となって海賊版対策を強化。

### <課題>

出典:2024年6月 知的財産推進計画2024(概要)

- 国境を越えた海賊版の負のエコシステムへの対策が必要
- 中国等国際連携の好事例がある一方、海外当局執行機関の取締能力や法整備の不足等、政府間の取組や官民の連携が必要

### (2) インターネット上の海賊版対策について

以下に具体的に推進すべき事項を列挙する。

- ・ 発信者情報開示制度の継続的な改善
- ・ 日本において事業を行う海外のプロバイダに対する外国会社の登記の徹底
- ・ 外国の裁判所での法的手続を補助する仕組みづくり
- ・ 日本の捜査機関が効果的な国際連携により主体的に捜査を行うことができる環境の整備
- ・ 十分な予算措置による官民共同での集中的・効果的な取締り
- ・ 公的裏付けをもった海賊版対策組織の強化

出典:2021年6月1日 自民党知的財産戦略調査会提言より

- ・ 海賊版サイト運営者の特定は米国におけるDMCAサピーナやフォーリンサピーナなどを利用した発信者情報開示手続が中心となっているため、官民連携した取締、国際執行が重要と政府資料にも記載されるようになった。
- ・ 民間で特定したとしても
- ・ 一方で、ドメインの取得やサーバの利用契約時に本人確認義務が義務付けられていないことが多く（少なくとも日米において義務付けられていない）、海賊版サイトは匿名性の高いサービスを利用する傾向にあるため、例えば海賊版サイトの8割程度がある特定のCDNサービスを利用している。情報を収集しても侵害者を特定できないケースも存在するが、諦めずあらゆる手段を使って侵害と対決する気持ちが何より重要。

ご清聴ありがとうございました。

後日、ご質問等がある場合は以下までメール下さい。

[abuse@flex-law.gr.jp](mailto:abuse@flex-law.gr.jp)

